別紙１

仕　　様　　書

業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。なお、この仕様書は、業務の仕様を定めるものであるが、受託者（以下「乙」という。）は、下関市（以下「甲」という。）が必要と認めた軽微な作業については、記載の有無にかかわらず、賃借料の範囲内において実施することとする。

１　業務名称

下関市豊浦保健センター・彦島保健センターＬＥＤ照明設備賃貸借業務（以下、「本業務」という。）

２　業務の目的

法改正により令和９年１２月末で蛍光灯の製造・輸出入が禁止になること、施設の維持管理費用の縮減が期待できることなどから、公共施設の照明ＬＥＤ化を進めるもの。

３　契約期間

契約締結日から令和１４年９月３０日まで

４　賃貸借期間

令和９年１０月１日から令和１４年９月３０日まで（６０ケ月）

なお、契約締結日から賃貸借期間開始日までの間は、設置等の準備期間とし、賃貸借期間開始までに、設置、調整、動作確認等を完了させること。

５　業務の概要

（１）対象施設一覧

対象施設の基本情報については、別紙２－１「対象施設一覧表」のとおり。

（２）賃貸借物品

ア　ＬＥＤ照明器具本体および付属品

イ　その他、取り付けに必要な資材

（３）数量及び設置場所

各施設の照明器具の数量については、別紙２－２「既存照明設備一覧表」のとおり。

（４）設置期限　令和９年９月３０日

（５）本業務において導入する照明設備について、契約期間終了後は甲に無償譲渡すること。なお、償却資産税は非課税とする。

（６）想定スケジュール

➢ 令和８年度

・契約締結後、令和９年３月までに全施設の現地調査、設計

➢ 令和９年度

・各施設の施工を順次実施

6　照明器具（物品）の仕様

（１）共通

（ア）本業務におけるＬＥＤ照明器具の更新とは、原則として、既設照明器具の部分的なＬＥＤ化ではなく、照明器具の本体を更新することでＬＥＤ化するものである。ただし、既設照明器具がＬＥＤ照明器具である場合は、本市担当者に報告するとともに、原則として更新対象外とする。

（イ）使用する全てのＬＥＤ照明は、公共施設用照明器具（ＪＩＬ５００４）を製造しているメーカーであり、かつ、公共用照明器具の導入実績がある国内のメーカーの製品であること。

（ウ）照明器具及び光源（ＬＥＤ）は新品であること。

（エ）既設照明器具が防湿・防塵器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。

（オ）交換する賃貸借物品は、既設の建物に配慮して天井等建物の補修を必要としない器具を選定し、契約締結日から取替工事前までに設置予定機器リスト（機器図面等）を提出のうえ、甲側の承諾を得ること。

（２）照明器具の性能・構造

（ア）光源（ＬＥＤ）寿命４０,０００時間以上（光束維持率７０％以上）の製品であること。

（イ）照明器具の光色、照度については、既設照明器具と同じ仕様とする。光色・照度が異なる箇所については、事前に施設担当者に確認を行うこと。

（ウ）ＬＥＤ照明器具の使用にあたり、ちらつきや電波障害等の問題が生じないこと。また、ＬＥＤ更新後において、グレアにより使用に支障をきたす場合は、グレア低減対策を検討し、早急に改善を行うこと。

（エ）ダウンライトは、メンテナンス性を考慮し、無償譲渡後の維持管理の観点から、本体と光源が切り離せるライトユニット交換形とする。

7　工事仕様

（１）　設置仕様

ア 着工前

（ア）乙は、設置作業の着工前に既設器具の取り付け方法・状態等を現地調査のうえ、施工計画（実施工程表、機器仕様一覧、施工体系図、作業員名簿および資格証の写し、安全管理計画、本業務による温室効果ガス削減効果等）を提出し、承諾を得なければならない。なお、様式については任意とする。

（イ）設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、調査等において仕様書との相違（数量、仕様等）を発見した場合には、照明リストを修正し甲へ速やかに提出し協議するものとする。

（ウ）停電を要する作業が発生する場合は、影響範囲及び停電日時を示した計画書を甲に提出し、承諾を得なければならない。

（エ）設置作業に使用する雑材は全て新品とする。ただし、仮設材においては、再使用品でも可とする。

（オ）工事期間中、火災保険または、それに代わる請負賠償責任保険等に加入し証書の写しを提出するものとする。

イ 仮設工事

（ア）設置作業において、仮設足場を設置する必要がある場所については、その設置に伴う費用は乙の負担とする。事前に設置期間や設置方法等につい

て、施設担当者と協議の上、施工計画に反映させること。
（イ）資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等について、事前に施設担当者と協議の上、施工計画に反映させること。なお、施設内に収容しきない量の資材等については、乙の負担で置き場所を確保すること。
（ウ）設置に必要な工事用電力及び水等の費用は乙の負担とする。
（エ）乙は、既設床に傷等をつけないように、シート合板・ゴムマット・ブルーシートなどで養生をすること。また、机の上の養生を行うと共に現場建物等に損傷を与えることの無いように十分に注意すること。なお、万一損傷した場合は、乙の責任及び費用負担において補修または復旧を行うこと。
（オ）工事に係る器具等の保管場所については、甲と協議すること。
ウ 設置工事
（ア）乙は、既設機器を取り外した後、賃貸借物品を設置し即日点灯するものとする。
（イ）設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本業務の作業範囲として実施するものとする。
（ウ）必要に応じて、工事エリアのみならず、通路及び資材置場の各部養生を行うこと。
（エ）工事中は施設利用者や施設職員に対して、作業方法、作業日程について十分な安全対策を施設運営上の支障が起きないようにすること。
（オ）設置作業にあたっての安全管理については、甲と打ち合わせを行い 、乙の負担で安全確保に必要な措置を講じること 。
（カ）設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを確認すること。
（キ）不要となった既設安定器は撤去し、配線は適切に結線すること。
（ク）ＬＥＤ照明の設置後は、誤装着等を防ぐために契約件名・契約期間・受注業者名・故障時の連絡先を照明設備に記載すること。なお、記載方法については、経年劣化しにくいプレート等を使用するなどして、リース期間中に判読不能とならないようにすること。
（ケ）設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本業務の作業範囲として実施するものとする。
（コ）埋込型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の埋込寸法による隙間が生じないように処置すること。また、露出型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取り付け跡が見えないよう配慮すること。
（サ）設置作業完了後、完成図書（完成図、写真、設置機器一覧、設置機器図面等）を甲が指定する日までに提出すること。
（シ）本仕様書に記載しない事項については、公共建設改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修により補完するものとする。
（ス）設置作業に関して本仕様に明記のない事項に疑義が生じた場合は、甲と協議するものとする。
（セ）設置工事中に発生した事故については、乙の責任及び費用負担で対応すること。
（ソ）乙は、既設の照明器具等を撤去し、撤去した照明器具等は関係法令に基づき適切な処分を行うこと。なお、撤去された照明器具等の発生材の処理については、全て、施設外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に

関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適切に処理すること。検査においては、マニフェスト等を確認することとする。なお、ＰＣＢ含有廃棄物の可能性のあるものを発見した場合は速やかに甲に連絡すること。

（タ）整備にあたり、各種法令を遵守すること。

８　物品の保守等

（１）賃貸借期間中、賃貸借物品が正常に点灯するよう維持管理を行うものとし、機器の不具合による物品の取り替え、代替え、修理等（交換作業費含む）に要する費用は乙の負担とする。

ただし、防災照明（誘導灯、非常灯）に内蔵の蓄電池について、通常使用による劣化に伴う取替は甲の負担とする。

（２）賃貸借期間中に消灯その他の不具合（以下「消灯等」という。）が発生した場合は、迅速かつ適切に物品の取り換え、代替え、修理等を行うものとし、消灯等の原因が、落雷等、機器の不具合によらない場合は、甲は、乙が付保する動産総合保険の範囲内で、支払いを免れることが出来るものとする。ただし、動産総合保険の付保範囲外の費用負担については、別途協議するものとする。

（３）設置作業終了後、消灯等が発生した時の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出するものとする。

９　物品の移動等

（１）甲が照明器具の設置個所を変更するときは、甲の責において物品の取外し、設置・調整を行うものとする。

（２）（１）にあたり、機器の取外し、設置・調整に必要な情報を乙は甲に提供するものとする。

（３）変更後の機器は、引き続き乙が管理するものとする。

10　維持管理

（１）乙は、灯具の設置後から賃貸借期間終了までの間、ＬＥＤ照明灯が正常な状態で使用できるよう維持管理をすること。

（２）賃貸借期間中の不点灯及び照度低下（基準値以下）、原因不明の不具合等は、乙の責任及び費用負担において、速やかに交換又は補修を行い正常な状態を保つこととする。

（３）乙は、照明機器の設置後から賃貸借期間終了までの間、保険（動産総合保険等）に加入し、落雷、暴風雨などにより機器に不具合が発生した場合、速やかに修繕・交換等の処置を行うこととする。

（４）乙は、照明機器の設置後から賃貸借期間終了までの間の維持管理について、緊急 連絡先を記載した保守管理体制を甲に書面で届け出ること。なお、保守管理体制に変更が生じた場合は、速やかに甲へ届出ること。

11　提出書類

乙は以下の書類を甲に提出すること。

番号	提出書類	提出時期
1	設置予定機器リスト	契約前
2	施工計画	施工前
3	実施工程表	施工前
4	緊急連絡先名簿	施工前
5	完成図書	施工後
6	廃棄物マニフェスト	発行され次第
	その他甲が必要と認める書類	随時

12　成果品の提出

（1）成果品に関する著作権及び所有権は本市に帰属する。

（2）成果品は、原則、 Ａ４版、縦型、横書きとし、製本や綴じ込みが必要なものについては、左綴じとする。なお、文字サイズは １０．５ｐｔ以上とする。

（3）綴りは適宜分冊し、背表紙及びインデックスを用いてわかりやすくまとめること。

（4）電子データは、成果品の完成原稿（ＰＤＦ）のほか、必要に応じて、編集可能なデータ形式(ワード・エクセル等、ＣＡＤデータはＳＦＣ形式及びＪWW形式)を納入すること。

（5）業務完了後に、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行うこと。

13　その他、特記

（1）賃貸借契約期間の開始は、全ての器具が設置完了し、完了検査合格後とするが、器具の仮使用として、設置した箇所から順次、使用を認めるものとする。仮使用期間中に消灯等が発生した場合は、その原因が機器の不具合によるときにのみ、乙の負担で物品の取り替え、代替え、修理等（交換作業費含む）を行うものとする。

（2）設置する照明器具は、器具の製造上の欠陥があった場合の対応リスクを減らす観点等から、複数の製造企業の製品を組み合わせることも可能とするものとする。

（3）業務の実施にあたっては、建築基準法、電気事業法等関係法令を遵守すること。

（4）本仕様書に記載のない事項であっても、社会通念上必要とされる事項については、乙において充足すること。

（7）しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙３「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。

（8）業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙４「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。

（9）この仕様書の定めにない事項については、甲・乙双方協議の上、決定する。